

# 虐待防止マニュアル

## はじめに

このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、このおと（以下、「施設」という）において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応を定め、利用者の権利の養護を目的とする。

## 1. 虐待とは

子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）や児童福祉施設従事者が、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいう。

【児童虐待の定義】（参考：児童虐待防止法）

1) 身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること
2) 性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
3) ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
4) 心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 2. 虐待防止対応責任者

- 1) 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を置く。
- 2) 虐待防止対応責任者は 菅 道子 とする。

## 3. 虐待防止受付担当者

- 1) 利用者、保護者、関係者等（以下、「利用者等」という）が、虐待の報告を行いやすくするために、虐待防止受付担当者を置く。
- 2) 虐待防止受付担当者は虐待防止対応責任者とする。

## 4. 虐待報告の受付

- 1) 虐待防止受付担当者は、利用者等からの虐待報告を随時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。
- 2) 虐待防止受付担当者は、虐待の報告を受けたときには、直ちに「虐待通報の受付・経過記録書」を作成し、虐待防止対応責任者に報告する。

## 5. 虐待への対応

- 1) 虐待防止対応責任者は、虐待の報告を受けたときには、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、和歌山市障害者虐待防止センター（和歌山市役所障害者支援課）に虐待の通報を行う。
- 2) 虐待防止対応責任者は、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。
- 3) 虐待防止対応責任者は、利用者の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

## 6. 虐待を受けた利用者や家族への対応

- 1) 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先に行う。
- 2) 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、利用者が安心できる環境づくりを行う。
- 3) 虐待防止対応責任者は、虐待を受けた利用者やその家族に対して、虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い、信頼の回復に努める。

## 7. 改善に向けた措置

- 1) 虐待防止対応責任者は、職員会議を開き、虐待の発生防止策を検討する。必要に応じて、利用者等とも協議の場を設ける。
- 2) 虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、利用者等に説明する。

## 8. 虐待防止のための措置

- 1) 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るため、定期的に職員研修を実施する。
- 2) 虐待防止対応責任者は、虐待対応の仕組みや通報先について施設内掲示物、ホームページ等に記載し、周知する。

## 9. 虐待対応の記録・報告

- 1) 虐待防止受付担当者は、虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。
- 2) 虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について、随時または一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する。

10. 関係機関一覧

児童虐待や子育てに関する相談	児童相談所全国共通ダイヤル	189	24時間365日
子ども(18歳未満)に関する相談	子ども・女性・障害者相談センター	073-445-5312	月～金 午前9:00～午後5:45 (年末年始・祝日除く)
障害児者に関する相談	和歌山市役所障害者支援課	073-435-1060	月～金 午前8:30～午後5:15 (年末年始・祝日除く)
	海南市役所子育て推進課	073-483-8430	月～金 午前8:30～午後5:15 (年末年始・祝日除く)